

令和8年度越前市奨学生募集案内

越前市では、学業成績が優秀でありながら、家庭の経済的理由で就学が困難な高等学校・高等専門学校・短期大学・大学に進学予定又は在学中の方に、無利子で奨学金を貸付けします。

1 申請書等の受付期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月19日(木)まで【必着(郵送可)
(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

2 募集人員

20人程度

3 申請要件

- (1) 越前市に住民登録をされている方の子弟であること。
- (2) 学費の支弁が困難であること。
- (3) 高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に進学予定又は在学していること。
- (4) 学業成績が良好であること。
- (5) 健康で就学可能であること。

4 選考基準

(1) 家計基準

世帯の家計支持者(父と母双方、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父、又は父母に代わって家計を支えている人)の1年間の認定所得金額が越前市教育委員会で定める収入基準額以下であること(6ページ参照)

(2) 学力基準

次の1・2にいずれかに該当するとして学校長の推薦を得られる人。

1. 次のいずれかに該当する人

【高等学校進学予定者】

中学校の第1学年から申請時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。

【高等学校在学者、短期大学・大学進学予定者】

高等学校入学から申請時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。

【短期大学・大学在学者】

短期大学又は大学入学から申請時までの全履修科目の評定平均値がGPA評価で3以上であること。

※高等専門学校第1学年から第3学年までは高等学校と、第4学年及び第5学年は短期大学とみなす。

2. 次の(1)・(2)の両方に該当する人

(1) 家計支持者(父母、父母がない場合は代わって家計を支えている人)が住民税非課税である人

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する人

①特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込があること。

②大学等における学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込があること。

5 奨学金の貸付額

奨学生の種類	奨学金貸付額		
	月額	年額	
高等学校	国 立・公 立	9,000円	108,000円
	私 立	12,000円	144,000円
高等専門学校	1～3学年	9,000円	108,000円
	4～5学年	20,000円	240,000円
短期大学		20,000円	240,000円
大學	自 宅 通 学	20,000円	240,000円
	自宅通学以外	30,000円	360,000円

※貸付の最長期間は、正規の最短修業期間です。

6 申請時に提出する書類

提出書類	備 考
(1) 越前市奨学生貸付申請書	様式第1号
(2) 越前市奨学生推薦調書	様式第2号
(3) 世帯全員の住民票 〔 ・続柄及び本籍記載のもの ・最新情報のみ記載のもの ・個人番号の記載のないもの 〕	市役所の窓口等
(4) 所得・課税証明書 (父と母両方、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父、又は父母に代わって家計を支えている人)	市役所の窓口等
(5) 進学先の学校の合格証明書(通知)の写し	進学予定の申請者の場合
(6) 在学証明書	在学中の申請者の場合
(7) その他の書類	

(1)越前市奨学生貸付申請書(様式第1号)

- ・様式第1号(裏面)下欄の「記載上の注意事項」をよく読んで記入してください。
- ・申請書には在学学校長の検印(推薦調書の印と同じ印)を受けてください。
- ・貸付額、貸付期間は、「5 奨学金の貸付額」を参考に記入してください。
- ・本人及び連帯保証人(保護者(父・母又はそれに代わる者))が各々自署の上、それぞれの印鑑を押してください。

※採用されたときには、家族以外の連帯保証人1名が必要になります。

(下記の「8 採用決定後の手続について」を参照)

(2) 越前市奨学生推薦調書(様式第2号)

- ・越前市奨学生は、選考基準として、1ページに記載のとおり、学力基準を定めています。
- ・在学中の成績については、学校が発行する成績証明書の添付も可能です。
- ・右下の判定、受付、決定の欄には記入しないでください。
- ・必ず、在学学校長の推薦印(申請書の検印と同じ印)を受けてください。

(3) 世帯全員の住民票

- ・続柄及び本籍記載のもの・最新情報のみ記載のもの・個人番号の記載のないものを取得してください。

(4) 所得・課税証明書

- ・父と母両方、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父、又は父母に代わって家計を支えている人の所得・課税証明書が必要です。

[令和8年度申請分:「令和7年度 市・県民税(所得・課税)証明書」]

(5) 進学先の学校の合格証明書(通知)の写し(進学予定の応募者の場合)

(6) 在学証明書(在学中の応募者の場合)

(7) その他、世帯の状況等によって証明書類等が必要な場合があります。

7 奨学生の決定及び通知について

越前市教育委員会で審査を行い、本人へ採用・不採用の結果を通知します。

また、採用者の進学先(在学)校にも、採用通知をします。

8 採用決定後の手続について

採用者には、期限までに次の書類を提出していただきます。詳細は、採用者にお知らせします。書類の提出がない場合、奨学生の貸付を受けることはできません。

- (1) 誓約書
- (2) 送金依頼書
- (3) 在学証明書
- (4) 債権者・受取人登録(変更)申請書
- (5) その他必要な書類

※採用されたときには、次の全ての要件を満たす保護者以外の連帯保証人1名が必要になります。(越前市に住民登録があり、原則65歳未満の返済能力のある成人で、市税に滞納のない人)

9 貸付期間中及び貸付終了後の手続について

(1) 貸付期間中は、毎年度、生活状況及び成績状況を報告していただきます。

(2) 貸付終了後は、償還計画書、借用証書等の書類を提出していただきます。

10 奨学生の休止及び廃止について

次のいずれかに該当するときは、奨学生の貸付が休止又は廃止となります。

- (1) 休止
 - ・休学した場合又は3ヵ月以上の長期にわたって欠席したとき。
- (2) 廃止
 - ・正規の修業期間中に卒業の見込みがなくなったとき。
 - ・在学校で処分を受け学籍を失ったとき。

- ・退学したとき。
- ・その他奨学金貸付を受けることが不適当と認められるとき。

11 奨学金の償還について

奨学金は貸付終了(所定の在学期間)後、1年据え置いたあと最長10年間で年賦又は半年賦により償還していただきます。一括償還もできます。また、貸付金は、無利子です。

(例)大学(自宅通学以外)の場合

4年間での貸付総額1,440,000円

1年据え置き後、10年償還で1年当たりの償還額は144,000円

年賦の場合は12月に、半年賦の場合は6月と12月に償還していただきます。

12 奨学金の償還猶予及び免除について

卒業後、災害又は傷病により償還が困難となったとき、上級学校に進学したときなど、申請により一定期間、償還が猶予されることがあります。

また、本人が死亡したり、重度心身障害となり労働力を喪失したときなど、償還ができなくなったときは、申請により償還が免除されることがあります。

13 奨学金の一部償還免除について

若い世代の定住化を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、奨学金の償還金の一部を免除します。越前市奨学金の貸付を受けた人で、大学等卒業後、市内に定住した場合に該当します。

(1)対象者

次の全てに該当する人が対象となります。

- ・越前市奨学金の貸付を受け、大学等を卒業後奨学金の償還を開始する人又は奨学金の償還期間中である人
- ・基準日(毎年5月1日)から継続して定住している人
※定住とは、市内又は近隣市町において就業した人又は起業した人が市内に住所を定めて暮らすことをいう。
- ・越前市奨学金の償還金及び市税に滞納がない人

(2)償還免除額

対象者が在学中に貸付を受けた奨学金に対して、償還計画に基づくその年度の償還額の2分の1以内の額が免除されます。ただし、その年度の償還免除額は、貸付総額の20分の1の額を上限とします。

(3)申請期間及び免除方法

毎年度9月～10月に申請を受け付けます。償還の免除を受けようとする人は、毎年、申請が必要です。償還免除は、年1回、12月の償還分で免除又は減額します。

14 その他注意事項

- (1)越前市奨学金制度は、他の奨学金との併給についての制限がありませんが、他の奨学金制度が併給を認めていない場合がありますので、ご注意ください。
- (2)申請時に提出された書類は、お返しえません。

(3)奨学金は、毎月、指定された口座に振込みますが、4月～5月分は採否事務等の関係上、一括振込とします。

越前市の奨学金制度は、昭和49年に篤志家の市民や団体の皆さんからの寄付により創設されました。以後、市内外の数多くの皆さんから寄付をいただきながら基金を運営しています。貴重な資金ですので有効に活用していただけるようお願いします。

【申請受付・問い合わせ先】

越前市教育委員会事務局 教育振興課
〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号
TEL 0778-22-7452
FAX 0778-22-7497

奨学生家計基準について

世帯の家計支持者(父と母両方、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父又は父母に代わって家計を支えている人)の1年間の認定所得金額が別表1の収入基準額以下であること

$$(1)\text{収入基準額} \geq \text{認定所得金額} (= (2)\text{所得金額} - (3)\text{特別控除額})$$

(1)収入基準額

世帯人員の人数により、収入基準額を求めます。

別表1【収入基準額表】

区分	収入基準額	
	高等学校等奨学生	大学等奨学生
世帯人数	1人	103万円以下
	2人	165万円以下
	3人	190万円以下
	4人	206万円以下
	5人	221万円以下
	6人	234万円以下
	7人	246万円以下
	8人以上	1人増す毎にこれに11万円を加算

(2)所得金額

ア 紙与所得の場合

家計を支えている人(父と母両方、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父、又は父母に代わって家計を支えている人)の1年間の総収入額から下記の別表2により算出した額を控除します。

別表2【給与所得の場合における控除額】

(A) 主たる家計支持者

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合 (ただし、収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額である)	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超える場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(B) 従たる家計支持者

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入金額と同額
65万円を超える場合	年間収入額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円)
180万円を超える場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超える場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超える場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超える場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

*父母ともに給与所得の場合は、給与所得の年間収入金額が多い人(給与所得のある者が1人の場合を含みます。)にあっては、(A)の表、少ない人にあっては(B)の表を適用します。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方は(A)の表、他方は(B)の表を適用します。

*収入金額は1万円未満の端数を切り捨て、控除額は1万円未満の端数を四捨五入します。

イ 紿与所得以外の場合

「市・県民税(所得・課税)証明書」の所得金額がそのまま所得金額となります。(上記別表2の控除は適用されません。)所得金額がマイナスの場合は0とします。

(3)特別控除額

下記の別表3に該当する項目を合計して特別控除額を求めます。

別表3【特別控除額表】

特別の事情		特別控除額(万円)			
A 世帯対象控除	① 母子・父子世帯	99			
	② 就学者のいる世帯 (就学者 1人につき)	小学校		31	
		中学校		46	
				自宅通学	自宅外通学
	高等学校			国・公立	39 69
				私立	88 118
	高等専門学校	国・公立	1~3学年	39	69
			4·5学年	43	72
		私立	1~3学年	88	118
			4·5学年	87	116
	大学			国・公立	74 121
				私立	133 180
	専修学校	高等課程	国・公立	39	69
			私立	88	118
		専門課程	国・公立	36	81
			私立	102	147
	③ 障がいのある人がいる世帯	障がいのある人 1人につき			99
	④ 長期に療養を要する人がいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
	⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 ただし 71万円を限度とする			
	⑥ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田・畠・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			
B 本人対象控除	申請者本人が高等学校等の奨学金の申込者				39
	申請者本人が大学等の奨学金の申込者				74

※注意

- A 欄の控除については、該当する特別の事情が 2 以上ある場合は、これらの特別控除額をあわせて控除することができる。
 - 「①母子・父子世帯」の控除は、下記の世帯構成の場合に適用する。
 - ・母又は父と就学等により経済力のない子の世帯
 - ・母又は父と就学等により経済力のない子及び 60 歳以上の経済力のない祖父母の世帯
 - ・就学等により経済力のない子及び 60 歳以上の祖父母の世帯
 - ・配偶者のない兄弟と就学などにより経済力のない子及び 60 歳以上の経済力のない祖父母の世帯
- *「経済力のない祖父母」とは、各々の前年の所得金額が 50 万円以下の祖父母のことをいう。

- 3 「②就学者のいる世帯」による控除は、申請者本人を除く世帯員を対象とする控除をいう。
- 4 「②就学者のいる世帯」の「大学」には、短期大学・大学院を含む。
- 5 上記特別控除額表中③～⑥の控除を受けようとする場合は、次の書類を提出する。
- ・③については、障害者手帳の写し又は医師等による証明書類等
 - ・④については、6か月以上療養中又は療養が必要と認められる人の医療費等がわかる領収書等の写し(申請時から直近6か月分、健康保険や損害賠償で補填される金額は除く。)
 - ・⑤については、主たる家計維持者が別居していることを確認できる書類(アパート等賃貸借契約書の写し)及び申請時の住居費、光熱水費等の実費が分かる領収書等の写し(申請時から直近3か月分)
 - ・⑥については、被害を受けた証明書、被害の復旧に要した金額を証明できる領収書等の写し(健康保険や損害賠償で補填される金額は除く。)
- 6 就学者控除の特例:奨学金の申込時において、子ども(就学者、就学前の子。申込者本人を含む。)が2人を超える世帯について、その超える人数につき申込者本人に係る特別控除額に更に 50 万円を増額した金額を乗じた額を控除できる。

計算例 5 人世帯 父:給与収入 650 万円
母:給与収入 170 万円
本人:自宅外大学進学
弟:県立高校(自宅通学)2 年生
妹:中学 1 年生

1. 収入基準額を求めます。

【別表 1 より】5 人世帯は、239 万円

2. 所得金額を求めます。

父の給与収入 650 万円 > 母の給与収入 170 万円となるため、父は別表2の(A)を適用し、母は別表 2 の(B)を適用します。

父:【別表 2 の(A)より】 $650 \text{ 万円} - (650 \text{ 万円} \times 0.3 + 174 \text{ 万円}) = 281 \text{ 万円}$

母:【別表 2 の(B)より】 $170 \text{ 万円} - (170 \text{ 万円} \times 0.4) = 102 \text{ 万円}$

父母の所得金額合計額 $281 \text{ 万円} + 102 \text{ 万円} = \underline{383 \text{ 万円}}$

3. 特別控除額を求めます。

弟:【別表 3 の「②就学者のいる世帯」に該当】:39 万円

妹:【別表 3 の「②就学者のいる世帯」に該当】:46 万円

本人:【別表 3 の「B 本人対象控除」に該当】:74 万円

就学者控除の特例:【別表 3 の※注意 6 に該当】:

$(3 \text{ 人} - 2 \text{ 人}) \times (74 \text{ 万円} + 50 \text{ 万円}) = 124 \text{ 万円}$

$39 \text{ 万円} + 46 \text{ 万円} + 74 \text{ 万円} + 124 \text{ 万円} = \underline{283 \text{ 万円}}$

4. 認定所得金額を求めます。

認定所得金額(= (2)所得金額 - (3)特別控除額)

所得金額 383 万円 - 特別控除額 283 万円 = 100 万円

収入基準額 239 万円 \geq 認定所得金額 100 万円 となり、収入基準を満たしています。